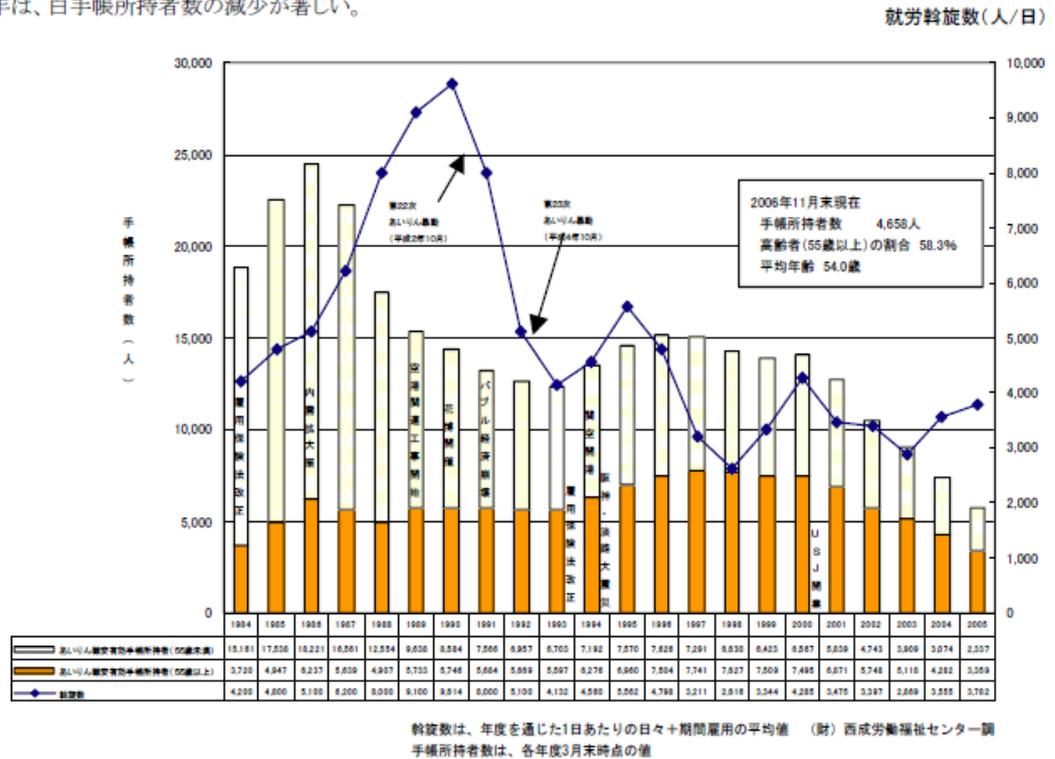


第2節 「あいりん」対策

1. 日雇労働市場の現状

あいりん日雇労働被保険者手帳(白手帳)所持者数・就労斡旋者数の推移

○日雇労働者の生活は、社会経済の動向と密接に関連している。仕事の量と労働者人口数が低位で安定化しつつある。
近年は、白手帳所持者数の減少が著しい。



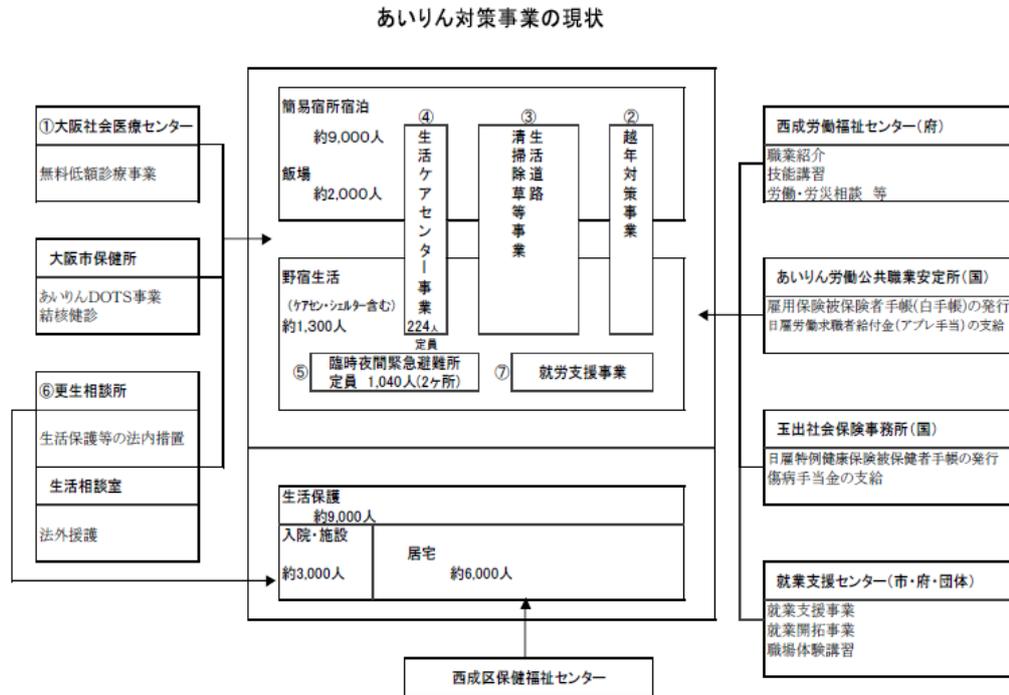
先に紹介した大阪市健康福祉局の業務分析表所収の図表を見ると、2003年から2005年にかけて仕事量は増えていますが、その後の数字を見ると2006年、2007年と減少を続け、2003年の仕事量を下回るに至っています。一時増えていた仕事量が、再び大きく減少に転じていることが分かります。これは、建築確認の手続きの遅れが原因といわれていますが、景気全般の後退傾向から、建設工事そのものの見直しとなって、落ち込みの反動から仕事急増となるという予想がくつがえる可能性もあります。

手帳数は、1986年の24,458から今年3月末の約3,500へと大きく減少し、55歳以上の占める割合が大きくなっています。

最近の目新しい求人トラブルとして、センターで求人する「手配師」が、「日当1万円・30日契約」で求人しながら、実際は、名古屋の人材派遣会社への送り込みで、現地での契約内容は「時給千円・長期契約」という全く異なるものであったというのがあります。日給でなく、時給での求人が散見されるようになったと報告されています。

2. あいりん対策事業の現状

大阪市健康福祉局の業務分析表では、事業の現状を以下のようにまとめています。



※①～⑦については、P100あいりん対策事業一覧と同じ 98

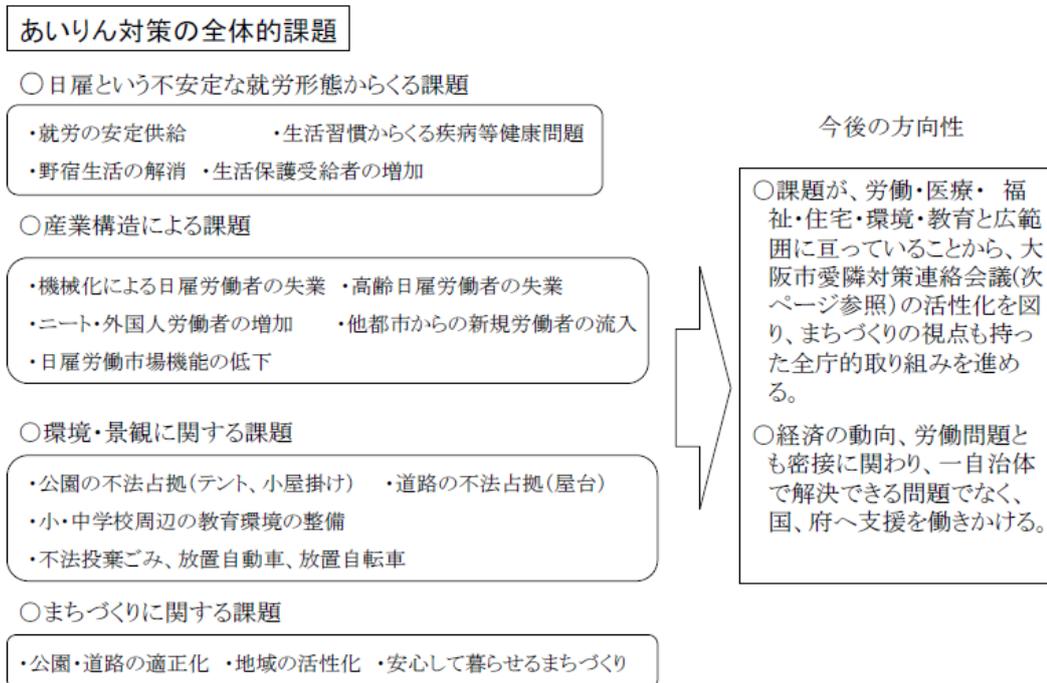
3

あいりん対策事業一覧

事業名 (2005年度決算額)	事業内容
①大阪社会医療センター事業 (752,266千円)	事業開始:1970年10月 運営主体:社会福祉法人大阪社会医療センター 設立目的:あいりん地域並びに周辺の居住者及び生計困難者に対し、社会医学的な実態を把握するとともに必要且つ迅速な治療を行い、地域住民の保健と福祉の増進に寄与することを目的として、無料低額診療事業を行う。 事業概要:病床数 80床 診療科目:内科、外科、整形外科、精神科、皮膚科、泌尿器科 その他:医療福祉に対する相談及び支援、社会医学的調査研究
②越年対策事業 (364,452千円)	事業開始:1970年 実施体制:○相談受付 大阪市 ○臨時宿泊所 社会福祉法人大阪自運館(委託) 事業目的:年末年始に仕事を得ることが困難となるため、食・住に困窮するあいりん日雇労働者に臨時宿泊所を提供し、生活支援を実施するとともに地域の安定を図る。 対象者:年末年始に仕事を得ることができない、食・住に困窮するあいりん労働者
③生活道路清掃・除草等事業 (304,073千円)	事業開始:1994年11月・1999年7月 実施体制:特定非営利活動法人釜ヶ崎支援機構(委託) 設立目的:あいりん地域及び市内各所の環境美化を図るとともに、高齢日雇労働者に就労の機会を提供する。 対象者:55歳以上のあいりん日雇労働者 清掃場所:あいりん地域内の生活道路 除草等の場所:大阪市内有地、公営施設、公園など
④生活ケアセンター運営事業 (185,020千円)	事業開始:1990年8月 実施体制:社会福祉法人大阪自運館(委託) 設立目的:市内の住居不定者のうち、高齢・病弱等で短期間の支援を要する者等を一時的に入所させ、生活指導等を通じて自立促進を図る。 実施場所:救護施設三徳寮内 定員:224名
⑤あいりん臨時夜間緊急避難所 運営事業 (133,280千円)	事業開始:2000年4月 実施体制:特定非営利活動法人釜ヶ崎支援機構(委託) 設立目的:野宿を余儀なくされているあいりん日雇労働者に対して、緊急・一時的に宿泊場所を提供することにより就労自立を支援する。 定員:1,040名(今宮:600 萩之茶屋:440)
⑥更生相談所・生活相談事業 (54,607千円)	事業開始:1971年8月(生活相談室:1973年7月) 実施体制:更生相談所:大阪市 生活相談室:西成愛隣会 事業内容:更生相談所:生活保護法に基づく各種相談、支援、施設措置等 生活相談室:法外支援(生活相談、当座の一時的支援)
⑦高齢日雇労働者就労支援事業 (3,189千円)	事業開始:2006年3月 実施体制:特定非営利活動法人釜ヶ崎支援機構(委託) 事業目的:高齢日雇労働者が従事可能な作業に必要な技術を身につけるための軽作業を指導・実施することにより就労の自立を図る。 対象者:55歳以上の高齢日雇労働者 実施場所:高齢日雇労働者就労支援センター

100

3. あいりん対策の課題



128

大阪市健康福祉局の業務分析表では、課題もとりまとめられています。従来の日雇労働者の不安定就労から派生する福祉課題への対応から様々な課題へと広がっていることが分かります。

萩之茶屋	主世帯建物種別					共同住宅内訳			
	総数	一戸建	長屋建	共同住宅	その他	1・2階建	3～5階建	6～10階建	11階建以上
平成17	5,725	125	32	5,561	7	231	1,384	3,778	168
平成7	1,570	144	67	1,343	16	287	590	466	
増加率	364.6%	86.8%	47.8%	414.1%	43.8%	80.5%	234.6%	846.8%	
平成17構成比	100.0%	2.2%	0.6%	97.1%	0.1%	4.2%	24.9%	67.9%	3.0%
平成7構成比	100.0%	9.2%	4.3%	85.5%	1.0%	21.4%	43.9%	34.7%	

国勢調査によってみると、萩之茶屋1～3丁目は、主世帯数が平成7年から平成17年にかけて3倍となっています。建物種別で見ると、共同住宅で生活する人が4倍増加し、その共同住宅は6階建て以上のものが8倍となっています。

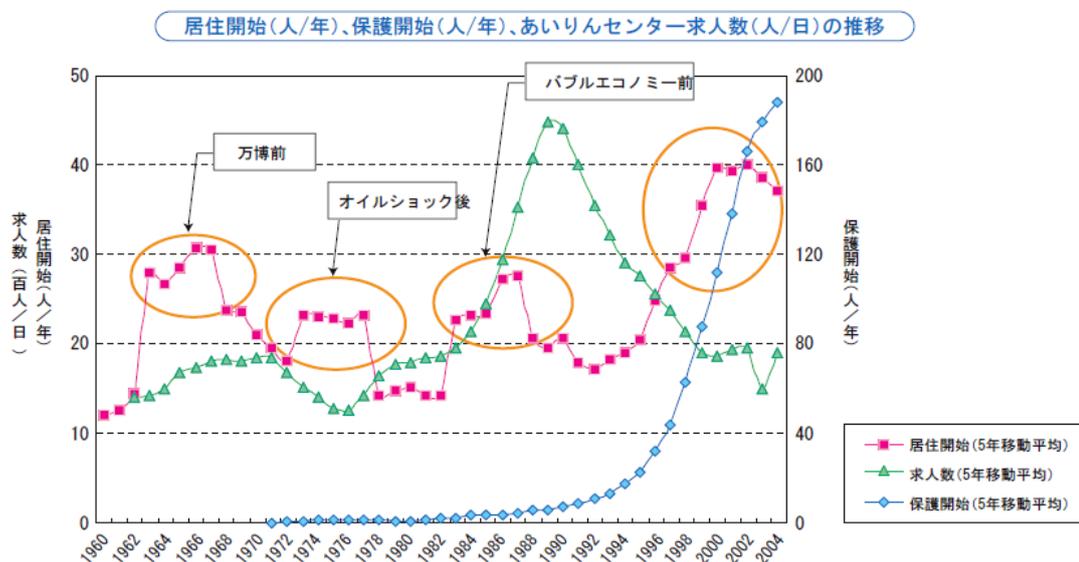
これは一見、平成7年から平成17年にかけて萩之茶屋地区ではマンション建設ラッシュがあつて住民が増加したと読み取れますが、実際は、簡易宿泊所が転業してマンションとなったにすぎません。簡易宿泊所で生活する人は、統計上一般世帯ではあるけれども、「施設等」で計算され、「主世帯」では計算されていません。簡易宿泊所が転業してマンションになったので、「主世帯」で計算されることになった。だから急増したということです。住民は、日雇労働者から高齢単身生活保護受

給者へと変わっています。

街の外見は大きく変わっていませんが、住民構成は変わったといえます。

連合名	国調平成12年		生保世帯平成17年3月末			内高齢平成17年4月		
	世帯数	構成比	生保世帯	構成比	保護率	内高齢	構成比	生保内高齢率
山王	2,632	3.5%	825	4.6%	31.3%	568	4.9%	68.8%
飛田	962	1.3%	342	1.9%	35.6%	140	1.2%	40.9%
萩之茶屋	16,488	21.9%	4,880	26.9%	29.6%	3,452	29.9%	70.7%
長橋	3,736	5.0%	1,128	6.2%	30.2%	668	5.8%	59.2%
北津守	1,480	2.0%	191	1.1%	12.9%	85	0.7%	44.5%
津守	1,674	2.2%	150	0.8%	9.0%	80	0.7%	53.3%
南津守	4,237	5.6%	587	3.2%	13.9%	251	2.2%	42.8%
天下茶屋	5,653	7.5%	1,366	7.5%	24.2%	845	7.3%	61.9%
今宮	5,770	7.7%	1,811	10.0%	31.4%	1,300	11.3%	71.8%
弘治	3,221	4.3%	1,175	6.5%	36.5%	657	5.7%	55.9%
梅南	2,781	3.7%	714	3.9%	25.7%	436	3.8%	61.1%
松之宮	2,284	3.0%	769	4.2%	33.7%	547	4.7%	71.1%
橋	4,744	6.3%	1,003	5.5%	21.1%	674	5.8%	67.2%
岸里	7,822	10.4%	1,472	8.1%	18.8%	854	7.4%	58.0%
千本	5,801	7.7%	966	5.3%	16.7%	581	5.0%	60.1%
玉出	5,921	7.9%	744	4.1%	12.6%	405	3.5%	54.4%
総計	75,206	100.0%	18,123	100.0%	24.1%	11,543	100.0%	63.7%

少し古い数字ですが、世帯に占める保護率を見ると、萩之茶屋は 29.6%となっています。「連合」と行政町名とは一致していませんから、行政町名萩之茶屋の保護率はここからは分かりませんが、主世帯で見ると4割を超えると推察されます。



2005年に西成区で実施された、高齢被保護世帯調査によれば(参考資料8)、西成区で生活保護を受給している単身高齢者が西成に住むようになった時期は、「センター」の仕事増大期と世間の不景気の時期であることが明らかです。日雇い労働市場で働いてきた人びとが、加齢のため働きにくくなり、社会保障に頼っている

といえます。

このことについての責任は、大阪府のかつての労働行政にあるといえます。

1961年「釜ヶ崎第1次暴動」後、大阪府労働部は、釜ヶ崎分室を設け、日雇い労働市場の正常化を試みましたが、結局、港湾労働事情や「良心的手配師」に変わるシステムの構築を成し遂げず、現在の事態を招いたのです（資料9）。

4. あいりん対策の今後の方向性検討

第3章 あいりん対策の課題と今後の方向性	
<ul style="list-style-type: none"> ・あいりん対策については、大阪市としても、国・府等とも連携し、あいりん地域の環境改善と福祉向上を目指して、種々の施策を進め、日雇労働者の生活の安定や健康保持、道路の環境美化など一定の成果を上げ、地域の安定にも寄与してきた。 ・しかしながら、この地域の問題は、日雇労働という不安定な就労形態がもたらす社会問題であるという側面に加えて近年、建設業の機械化や日雇労働者の高齢化の進展、それに伴う野宿生活問題や生活保護受給者の増加など、新たな問題が顕在化し、地域の環境問題も含めてより複雑化し、未だ根本的な解決に至っていないのが現状である。 ・このような課題の解決に向けて、本市の愛隣対策連絡会議において、「福祉・医療対策分科会」と「住宅・まちづくり対策分科会」を設置しており、さらに全庁的連携を強化し、まちづくりの視点も持って、機動的に取り組む必要がある。 ・今後、他都市の状況も検証し、地域の誰もが安心して快適に暮らせるよう、愛隣対策連絡会議での検討をより積極的に進め、雇用や福祉・医療、住宅や環境、街づくり等の諸課題の解決に向けて、国への働きかけを強め、大阪府等関係機関と協議・連携し、総合的な施策の推進に努める。 	

あいりん対策の各事業の課題と方向性

事業名	課題	今後の方向性
①大阪社会医療センター事業	<ul style="list-style-type: none"> ・あいりん地域特有の疫病対策の強化 ・自立した経営の確立 	<ul style="list-style-type: none"> ・DOTSを始め結核などの感染症に対する専門的治療機能の充実 ・自立した経営を目指し、病床利用率の向上を始め、後発医薬品の採用・拡充に向けた取り組み等の推進
②越年対策事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の状況を踏まえた事業のあり方検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域状況を分析し、越年対策事業の事業のあり方の検討 ・既存の生活保護施設等の活用など、越年対策事業の手法の検討 ・18年度に実施した結核健診カードの充実・活用をはじめとする他地域からの流入防止の方策の検討
③生活道路清掃・除草等事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の状況を踏まえた事業のあり方検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢日雇労働者が、自立した生活を送ることができるよう、民間からの就労機会の確保策の検討（就業支援センターの充実） ・あいりん地域内環境美化事業との連携強化 ・地元や関係機関との連携により、地域の環境改善に貢献できる作業の検討
④生活ケアセンター事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の状況を踏まえたセンター機能の充実強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・食事指導・生活改善などの自立支援に向けた取り組みの充実強化 ・入所者の状況に応じた入所期間の設定
⑤あいりん臨時夜間緊急避難所運営事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の状況を踏まえた事業のあり方検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活ケアセンターなど福祉施策等との連携・充実による事業のあり方の検討
⑥更生相談所・生活相談室運営	<ul style="list-style-type: none"> ・相談者の減少及び居住保護受給者の増加に伴う更生相談所業務のあり方検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・西成区保健福祉センターとの役割の整理等の検討
⑦高齢日雇労働者就労支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢日雇労働者の自立につながる就労開拓 ・経験のない建設業以外の分野での職能開拓（園芸、自転車修理、靴修理その他） ・地域に貢献できるような業務の開拓（民間企業、NPO、官公庁との連携） 	

大阪市の事業報告書による課題と方向性は上記のようにまとめられています。
 この中には、府も協働している事業が含まれています。

「越年対策事業」については、大阪府も幾ばくかの負担をしていますが、昨年末から今年度にかけての越年対策については、事業終了後になって負担金の減額を申し入れるなど、過去の経緯をご破算にして撤収しようという動きが見受けられます。「越年対策事業」は、これまでの形で継続されることがもはや現実にそぐわないということはあるかもしれませんが、現実にそぐった代替案を出し協働を維持するということではなければ、無責任のそしりは免れ得ないと考えられます。

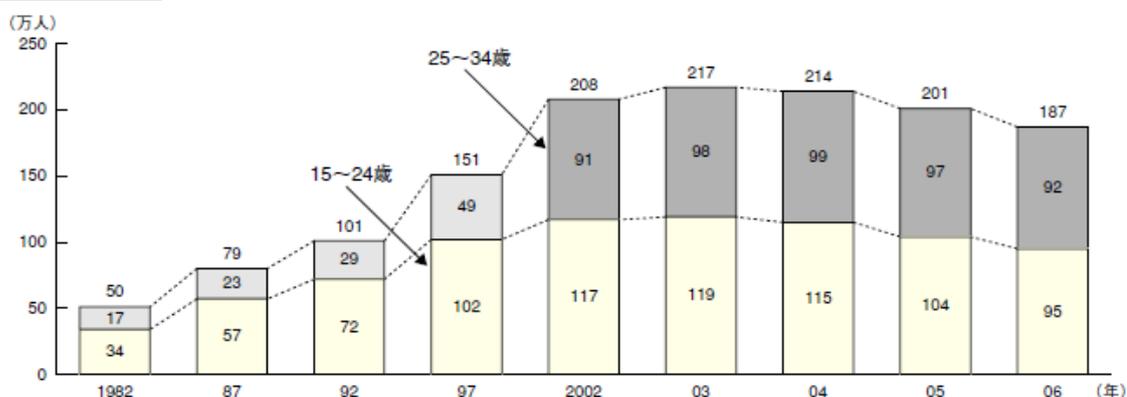
「高齢日雇い労働者就労支援事業」についても、府市見合いの負担で維持されていますが、橋下府政の見直しで来年度については、7月までの契約となり、大阪府もそれにならうなど先行きが見えにくくなっています。

「大阪ホームレス就業支援センター」の運営については、大建協からの「モチ代・そうめん代」負担分を投入して就労確保にまわすなど努力してきましたが、その資金が無くなり、仕事確保の面では手詰まり感があります。

大阪府も財政事情優先であることは変わりなく、理論づけとは関係なく、様々な事業が縮小傾向にあり、それに変わる新規事業の萌しはありません。

第3節 大阪における「若年就労問題」

詳細データ 年齢階級別フリーター数の推移



資料：1982年、87年、92年、97年については総務庁統計局「就業構造基本調査」を労働省政策調査部にて特別集計（「平成12年版労働経済の分析」より転記）、2002年以降については、総務省統計局「労働力調査（詳細結果）」

- (注) 1. 1982年、87年、92年、97年については、フリーターを、年齢は15～34歳と限定し、①現在就業している者については勤め先における呼称が「アルバイト」又は「パート」である雇用者で、男性については継続就業年数が1～5年未満の者、女性については未婚で仕事を主にしている者とし、②現在無業の者については家事も通学もしておらず「アルバイト・パート」の仕事を希望する者と定義し、集計している。
2. 2002年以降については、フリーターを、年齢は15～34歳と限定し、また、在学者を除く点を明確化するため、男性は卒業生、女性については卒業生で未婚の者のうち、①雇用者のうち勤め先における呼称が「アルバイト」又は「パート」である者、②完全失業者のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者、③非労働力人口のうち希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」で家事も通学も就業内定もしていない「その他」の者と定義し、集計している。
3. 1982年から97年までの数値と2002年以降の数値とは、フリーターの定義等が異なることから接続しない点に留意する必要がある。

厚生労働白書（平成19年版）によれば、全国の「フリーター」は数やや減少しつつあるものの、187万人と推計されている。

大阪府が作成した「若年者の雇用実態に関する調査報告書」（平成19年3月）で